自然エネルギーの表示について

2015年4月22日

自然エネルギーで豊かな日本を創ろう!アクション 大林ミカ 公益財団法人 自然エネルギー財団

FiT下で購入された自然エネルギーは付加価値を認めない-二度売りの禁止

自然エネルギーの付加価値とは何か

• エネルギー安全保障、気候変動対策、安全なエネルギー、安定的に供給できる(枯渇しない)、地域分散型であり人々が参加できる、など

二度売りの禁止とは

- これらの価値は、FiTによる買取で、いったん消費者全体に負担されているので、個別に消費者に販売する際に、あたかもこれらの価値を増やすことができる、手に入れることができるかのような説明をしないこと。
- 特に、排出権の取引など、付加価値を市場で売買する時に適用されてきた 考え方。

FiT下で購入された再エネは付加価値を認めない―二度売りの禁止

(論点2)「再生可能エネルギーにより発電された電気」 であることを付加価値とした説明をし、販売することの可否①

3

<論点>

前回の本WGにおいて、小売電気事業者等の説明義務の内容に関して「固定価格買取制度における交付金の交付を受けている場合の取扱い等の詳細については次回の本WGにおいて御議論頂く予定。」と注記させていただいていたところ。

また、現在においても、固定価格買取制度(FIT制度)における交付金の交付を受けて再生可能エネルギー電気を調達している特定規模電気事業者(新電力)が、例えば以下のような広告・宣伝を行い当該調達した電気を販売しており、小売全面自由化後は、より一層このような小売電気事業者が増加することが予想される。

そこで、需要家に対し「再生可能エネルギーにより発電された電気」について、小売電気事業者等が、 どのような場合に、「再生可能エネルギーにより発電された電気」であることを付加価値とした説明をし、 販売することを認めるべきか。

<広告・宣伝例>

(新電力が、FIT制度における交付金の交付を受けて再生可能エネルギー電気を調達した電気を販売するケース)

- 「グリーン電力を供給します。」
- 「再生可能エネルギー電気の地産地消を推進します。」
- 「クリーンな電気を供給します。」
- 「再生可能エネルギー比率の高い電気を供給します。」

く参布ノ

環境価値(需要家が電気を使用したことに伴うCO2排出量全体を低減させる効果等)の帰属等については、「負担に応じて全需要家に環境価値が分配・調整されるという扱いとすることが適当」と整理されている(買取制度小委委員会報告書(平成23年2月18日、総合資源エネルギー調査会 新エネルギー部会・電気事業分科会 買取制度小委員会))。

Source: 経済産業省「総合資源エネルギー調査会基本政策分科会部会電力システム専門委員会制度設計ワーキンググループ」、2014年10月30日

FiT下で購入された再エネは付加価値を認めない-二度売りの禁止

「再生可能エネルギーにより発電された電気」 であることを付加価値とした説明をし、販売することの可否②(検討)

12

<検討>

FIT制度を利用した場合、小売電気事業者は、通常調達に必要となる費用を超えた費用については、全ての需要家が負担する賦課金を財源とした交付金という形で費用の補填を受けることができる。そのため、交付金という形で費用の補填を受けて小売電気事業者が買い取り、販売する電気の電気価値を超えた付加価値については、その小売電気事業者から調達した特定の需要家に帰属するのではなく、負担に応じて全ての需要家に帰属すると考えることが適切ではないか。

そうだとすると、この場合において「再生可能エネルギーにより発電された電気」であることを付加価値とした 説明をし、販売することを認めるべきではないのではないか。

この整理を前提とすると、以下のような整理となる。

<結論>

- 再エネ電気であることを付加価値とした説明をし、販売することが適切な場合
 - -FIT制度を利用しない場合(次頁(1))
 - ーFIT制度を利用する場合で、交付金という形での費用補填を受けていない場合(次頁(2)①)
- 再エネ電気であることを付加価値とした説明をし、販売することが適切でない場合
- -FIT制度を利用する場合で、交付金という形で費用補填を受けている場合(次頁(2)2)
- (注1) FIT制度は、交付金という形で費用の補填を受けた小売電気事業者が電気を販売する際に、再エネ由来電気であること等を付加価値として需要家に電気を販売することを想定した制度ではない。
- (注2)FIT制度による再生可能エネルギーの導入拡大は、発電した電気の固定価格・期間での買取義務によって十分図られることから、このような整理をしたとしても、再生可能エネルギーの導入拡大の障害とはならないのではないか。

く適切ではない説明・販売の具体例(FIT制度に基づく交付金の補填を受けている電気について)>

- 〇個別の料金メニュー(太陽光・再エネ由来電気・FIT制度対象電気メニュー等)を設定し、説明・販売すること。
- ○他の電気と区別せずに販売する場合であって、再生可能エネルギー比率の高い電気であることを謳った広告・宣伝をし、電気を販売すること。
- (※)詳細については、今後ガイドライン等において、規定する予定。

FiT下で購入された自然エネルギーは付加価値を認めない―二度売りの禁止

小売り自由化に際しての消費者選択の自由の確保

- 2016年4月から開始される電力市場の小売り全面自由化では、今まで電力会社 を選択することができなかった50kW未満の需要家、特に一般家庭が、電力会 社を選択できるようになる。
- これに伴って、今まで選択できたはずが実際には選択しなかった・できなかった需要家も、電力会社や電源を新たに選択する行動が活性化すると思われる
- 同時に、既存の電力会社を含めて、新たな料金メニューや電源メニューの新商品が多数誕生するが、その電源の表示が適切になされなければ、消費者が選択する際に混乱してしまう。
- なにより、消費者に選択肢を与える必要があり、選択できるための条件を整 えなくてはならない。

FiT下で購入された自然エネルギーは付加価値を認めない―二度売りの禁止

発電源の表示による消費者選択の自由の確保

- 前述の付加価値にかかわらず、何によって作られた電気かを表す『電気の成 分表示』を行うこと。
- バラバラな表示、バラバラな基準による小売り事業者の表示は、消費者に混 乱をもたらす可能性が高く、小売り事業者全体を通じて『電気の成分表示』 をすることが望ましい。
- <u>消費者が、自ら望まない電源を購入しないように</u>、環境負荷を与える他の電源についても明記することが必要である。

例:石炭%・原子力%(二酸化炭素g、放射性廃棄物g)、など

同じく、固定価格買取制度で購入された電気についても、その旨表示することが望ましい。

表示問題・海外では:米国 Fuel Mix Disclosure, Power Source Disclosure

米国では、いくつかの州で、Fuel Mix Disclosure、あるいは、Power Source Disclosureと呼ばれる、電力会社や小売り事業者に対して、**発電源や二酸化炭素排出情報を明らかにする規制**がとられている。

発電源構成証明(fuel mix disclosure); カリフォルニア、コロラド、デラウェア、フロリダ、ハワイ、ペンシルバニア、ワシントン

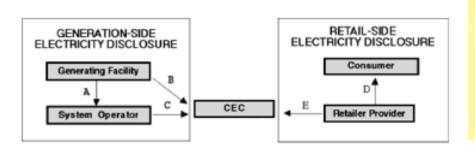
発電源構成と排出情報証明(fuel mix and emission disclosure) ;コネチカット、ワシントンDC, イリノイ、アイオワ、メイン、メリーランド、マサチューセッツ、ミシガン、ミネソタ、ネバダ、オハイオ、オレゴン、ロードアイランド、テキサス、ヴァージニア

環境情報証明(environmental information disclosure, environmental disclosure program, fuel mix and environmental characteristics disclosure);ニュージャージー、ニューヨーク、ニューハンプシャー

表示問題・海外では:米国 カリフォルニア州

1997年 Senate Bill 1305: すべての小売り 事業者に「消費者に対して、使用されるエ ネルギーについての、正しく、信頼でき、 分かり安い情報を提供すること」を求める (Public Utilities Code Section 398.1(b))

小売り事業者は、カリフォルニア・エネルギー・コミッション(CEA)が作った「電力内容ラベル」とよばれるフォーマットを使うことが求められる。右は、AB 162といわれるフォームの例。電力会社も、どのようなエネルギーミックスで発電しているのかCEAへ提出が求められる(一般も閲覧可)。



ENERGY RESOURCES	2010 POWER MIX (Actual)	2010 CA POWER MIX**	
Eligible Renewable	13%	14%	
Biomass & waste	2%	29	
Geothermal	7%	59	
Small hydroelectric	1%	21 01 51	
Solar	1%		
Wind	2%		
Coal	9%	7%	
Large Hydroelectric	9%	11%	
Natural Gas	37%	42%	
Nuclear	19%	14%	
Other	0%	0%	
Unspecified sources of power*	13%	12%	
TOTAL	100%	100%	

- "Unspecified sources of power" means electricity from transactions that are not traceable to specific generation sources.
- Percentages are estimated annually by the California Energy Commission based on the electricity sold to California consumers during the previous year.

For specific information about this electricity product, contact Company Name. For general information about the Power Content Label, contact the California Energy Commission at 1-800-555-7794 or www.energy.ca.gov/consumer.

表示問題・海外では:英国 Power Disclosure

英国では、2005年より、 Ofgemが、小売り事業者 に対して、消費者に、電 力料金票と共に、発電に 要した燃料ミックスを明 らかにした情報を送付す る事を求める規制を出し ている。

The Electricity (Fuel Mix Disclosure) Regulations 2005 (SI No. 391), the Regulations implement Article 3(6) of Directive 2003/54/EC

Appendix 3 Examples of label design

A3.1 The following examples illustrate the various label options that suppliers mit want to use. These are not intended to constrain suppliers from branding the labels appropriately or supplementing with graphical information.

Option 1 - Label with contact details for environmental information

SupplierEnergy disclosure label				
(relates to electricity supplied in the	period April 2005	to March 2006)		
Electricity supplied has been sourced from	% of total			
the following fuels:				
	Electricity supplied	Average for UK		
	by SupplierEnergy	(for comparison)		
Coal	x%	33.4%		
Natural gas	x%	39.3%		
Nuclear	x%	20.6%		
Renewable	x%	3.8%		
Other	x%	2.9%		
Total	100%	100%		

Environmental Impact

Option 2 - Label with environmental information included

Electricity supplied has been sourced from the following fuels:	% of total		
	Electricity supplied by SupplierEnergy	Average for UK (for comparison)	
Coal	x%	33.4%	
Natural gas	x%	39.3%	
Nuclear	x%	20.6%	
Renewable	x%	3.8%	
Other	x%	2.9%	
Total	100%	100%	
Environmental Impact			
CO2 emissions	X g per kWh	430 g per kWh	
Radioactive waste	X g per kWh	0.0030 g per kWh	

Option 3 - Label with individual product information and environmental information

Fuel Mix		in the period April 2005 to March 2006)			
			Your electricity (Greenproduct)	Electricity supplied by SupplierEnergy	Average for UK (for comparison
Coal			X%	x%	33.4%
Natural gas Including Ch	IP:	x%	Х%	x%	39.3%
Nuclear			X%	x%	20.6%
Renewable Including:	Hydro Wind Landfill gas Other	x% x% x% x%	X%.	x%	3.8%
Other			X%	x%	2.9%
Total			100%	100%	100%
Environmer	ital Impact				
CO2 emission	s		x g per kWh	x g per kWh	430 g per kWh
Radioactive w	aste		x g per kWh	X g per kWh	0.0030 g per kWh

Option 4 - Label with product information and contact details for environmental information

Fuel Mix			in the period April 2004 to March 2005)		
			Your electricity (Greenproduct)	Average for SupplierEnergy	Average for UK (for comparison)
Coal			X%	x%	33.4%
Natural gas Including CH	IP:	x%	X%	x%	39.3%
Nuclear			X%	x%	20.6%
Renewable Including:	Hydro Wind Landfill gas Other	x % x % x %	X%	x%	3.8%
Other			X%	x%	2.9%
Total			100%	100%	100%

For information on the environmental impact of your electricity supply visit www.xxxxxxxxxx or

表示問題・海外では:ドイツ

- 98年電力自由化後に新規参入した企業 は100社程度あったが、託送料金の高止 まり等によってその多くは撤退し、自 然エネ専門に扱うのは主に4社のみ。
- 電気代の領収書には、電力会社のメニュー毎に**電源内訳の表示や、CO₂排出 量・放射性廃棄物量の明記**があり、消費者は料金以外の付加価値で小売事業者を選択できる。
- 小売事業者が供給する電力のうち、 50%以上が自然エネルギーによる電力で、且つ20%以上が風力又は太陽光による電力の場合は、FITの賦課金が一部免除(2セントユーロ)されていた(再生可能エネルギー法2012年第39条 グリーン電力特権。その後、2014年改正で廃止)。

Where does my electricity come from?

The electricity is generated from these sources of energy:

Energy supplied by E.ON Energie Deutschland to its customers is generated in these proportions

Renewable energies, promoted by 27.6%
Renewable Energy Resources Act (EEG)
Other ro
newable energies 5.5%
Natural gas 6.9%
FiTで
買われた電力で
あることを明記
Other fossil fuels 6.3%
Nuclear Power 21.2%

The average in Germany for comparison